

農業委員会議事日程

日 時：令和6年9月30日(月)午前10時00分

場 所：千曲市役所 3階 301会議室AB

[開 会]

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第25号 農地法第4条第1項の規定による申し出による農地転用許可の取消しについて
7. 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
8. 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
9. その他
 - (1) 地域計画策定に係る「協議の場」の開催について
 - (2) 「農業・農地」についてアンケートについて

[閉 会]

- ◎出席委員 保木野幸雄農業委員会会長外 13 名
山本常子農地利用最適化推進委員外 13 名
◎事務局出席者 事務局長 滝沢資之、事務局次長 小山直美、企画主査 宮坂昌吉

【 会議概要 】

滝沢局長	ただ今から、令和6年9月総会を開催いたします。 はじめに、会長よりごあいさつを申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
滝沢局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員等の出欠について、事務局より報告いたします。
小山次長	(出席状況の報告)
議 長	報告のとおり、定数に達しておりますので、ただ今より、会議を開催いたします。 日程第3、「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日一日で足り うと思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。 日程第4、「議事録署名委員の指名について」議長から指名するに、ご異議ございませ んか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、3番 中嶋喜代栄 委員、4番 滝沢大 委員にお願いいたします。 現在、3番担当の小山次長が窓口来客対応のため、日程6を先に議題とします。 日程第6、「議案第25号 農地法第4条第1項の規定による申し出による農地転用許可 の取消しについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
宮坂企画主査	……議案内容説明……
議 長	それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の 報告をお願いいたします。
綿貫委員	この案件は、平成28年に薪置場として許可を受けましたが、申請人の体調不良により、 許可の取消しを求めています。現在も畑として使われており、特に問題ないと思われま す。
議 長	担当委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。 (進行の声あり)
議 長	進行いたします。質疑・意見を終結し、採決といたします。 お諮りいたします。「議案第25号 農地法第4条第1項の規定による申し出による農地 転用許可の取消しについて」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいた

します。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 25 号」は原案のとおり可決されました。
それでは、日程第 5、「議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

小山次長

……議案内容説明……

議 長

説明が終わりました。それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑・意見を終結し、採決といたします。
お諮りいたします。「議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 24 号」は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 7、「議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

宮坂企画主査

……議案内容説明……

議 長

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

綿貫委員

この案件は、令和 3 年 3 月に許可が下り、その後の世界情勢により原材料の不足・高騰や人材不足の状況となった。工期の延長はやむを得ないと思われま

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑・意見を終結し、採決といたします。
お諮りいたします。「議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 26 号」は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 8、「議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

宮坂企画主査

……議案内容説明……

議 長

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

岡田委員	<p>1 番案件は、寂蒔の千曲線沿いにあるパチンコ店から東に100m程にある農地に、3区画の宅地を分譲する計画です。隣接する耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透で、汚水は下水道接続、問題ないと思われます。</p> <p>2 番案件は、国道自18号線寂蒔の信号機から東に150m程にある2筆の農地に、3区画の宅地を分譲する計画です。隣接する耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透で、汚水は下水道接続、問題ないと思われます。</p> <p>3 番案件は、市役所から200m程西にある中央公園北側に位置する農地に、住宅を建設する計画です。隣接する耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で、問題ないと思われます。</p>
保木野委員	<p>4 番案件は、屋代の中田島の県道403号線沿い北側に位置する2筆の農地に、4区画の宅地を分譲する計画です。隣接する耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で、問題ないと思われます。</p>
平林委員	<p>5 番案件は、土木管理総合試験所前の市道を挟んで反対側の4筆の農地に、駐車場を造成する計画です。既に、農振農用地の除外許可も得られており、許可相当と思われます。</p>
綿貫委員	<p>6 番案件は、武水別神社東側駐車場の先にある3筆の農地に、11区画の宅地を分譲する計画です。隣接する耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で、問題ないと思われます。</p>
滝沢委員	<p>7 番案件は、国道沿い消防署前の信号機を東に300m程入った場所にある2筆の農地に、6区画の建売住宅を建設する計画です。コンクリート擁壁を設け、隣接する耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で、問題ないと思われます。</p>
中島委員	<p>8 番案件は、千曲線を内川の信号機から35m程戸倉方面に向かい右側にある2筆の農地に、7区画の宅地を分譲する計画です。コンクリート擁壁を設け、隣接する農地はなく、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で、問題ないと思われます。</p>
小平委員	<p>9 番案件は、小学校西側の日影澤線を500m程上った2筆の農地を住宅敷地の区画を整理するため取得する計画です。隣接耕作者の同意を得ており、汚水はなく、雨水は地下浸透で、問題ないと思われます。</p> <p>10 番案件は、9番案件より上の2筆の農地に、資材置場と駐車場を造成する計画です。顛末書が添えられており、農地法の認識が甘く令和4年より一部を既に資材置場として使用、農振農用地の除外許可は受けたものの、申請前に鉄骨が組まれた状況で、確認委員で協議の結果、認められないと判断しました。</p>
議 長	<p>担当委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。</p>
平林委員	<p>現状に復するという事ですか。</p>
小平委員	<p>その後、改めて検討します。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
	<p>(進行の声あり)</p>
議 長	<p>質疑・意見を終結し、採決といたします。 お諮りいたします。「議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p>

て」10 番案件を除き、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 27 号」は、10 番案件を除き、原案のとおり可決されました。10 番案件は、継続審議とします。

続いて、日程第 9、「議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

小山次長

……議案内容説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑・意見を終結し、採決といたします。
お諮りいたします。「議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 28 号」は、原案のとおり可決されました。
以上で議事は全て終了しました。
続いて日程第 10、「報告事項」について事務局から報告をお願いいたします。

小山次長
宮坂企画主査

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農業用施設への転用について

議 長

報告事項の説明が終わりました。質問はありますか。

柳澤委員

担当地区で知らない間に農業施設ができています。声をかけて確認するという事で良いか。

宮坂企画主査

農振農用地区内であっても農業用施設で 2a 未満であれば届出、2a を超える場合は転用申請が必要ですのでお伝えください。

議 長

他にございませんか。

(進行の声あり)

議 長

続きまして、日程第 9、「その他」について事務局から説明をお願いいたします。

小山次長

- (1) 地域計画策定にかかる「協議の場」の開催について
- (2) 「農業・農地についてのアンケート」について

議 長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和 6 年 9 月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

[閉会] 午前 10 時 40 分